

新型インフルエンザに対する対応について(H21.7.24 以降)

中津川市新型インフルエンザ対策本部

1 新型インフルエンザ患者発生時の取り扱いについて

- ① 個人の発生例ではなく、大規模な集団発生を未然に防止するため、集団における感染拡大の端となる事例のみ把握を行います。

集団発生が疑われる場合に、医師、学校及び施設等の設置者が保健所に連絡し、保健所が集団発生が疑われると判断した場合に、一部の者にPCR検査（遺伝子検査）を行い確定します。

個々に発生した者については、PCR検査は行いません。

【集団発生とは】

学校・社会福祉施設・医療施設・職場・部活・サークル、塾など（10人以上で反復して継続的に同一の者が接触する集団）において、7日以内に2人以上のインフルエンザ様症状の者がいる時に集団発生を疑う

- ② 報道発表について

集団で発生した場合のみ発表し、個々の発生は発表しません。また、県の報道発表の後、患者の居住地に関係なく、その集団の所在地のある市町村が発表します。

中津川市内で集団発生が見られた場合は、市ホームページ、市民安全情報ネットワークにて発表します。

2 医療体制について

- ① 発熱患者に対する外来診療は、原則すべての一般医療機関で実施
⇒ 新型インフルエンザが疑われる場合の受診方法参照（添付資料）
- ② 原則患者に対して、入院措置は行わず、外出を自粛して自宅療養
⇒ 濃厚接触者、家族の方に、外出自粛の強制はできませんが、できる限り7日間は外出を自粛し、健康チェックを行い、発熱等が見られた場合は医療機関を受診してください。
外出する時は、マスクを着用してください。
- ③ 重症化が心配される場合は、状況に応じて入院治療

3 県内の新型インフルエンザの集団発生状況について

- ① 県のホームページの、「新型インフルエンザについて」→「県内におけるこれまでの症例」を参照してください。 <http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11103/influenza/index.html>